

重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

海外旅行総合保険を
ご契約いただく皆様へ

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。海外旅行総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の<用語のご説明>に記載しています。なお、ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

*取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

契約概要
のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

海外旅行総合保険は、海外旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や保険金が支払われる事故の種類を、特約をセットすることで選びいただくことができます。

(2) 補償内容

支払われる主な保険金は次のとおりです。詳細につきましてはポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等でご確認ください。また、補償項目は複数のパターンで組み合わせることが可能ですが、傷害死亡のみではご契約いただけない等、補償項目の組み合わせが制限される場合があります。

① 保険金をお支払いする主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
傷害後遺障害	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。
治療・ 救済費用	次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。 【治療費用部分】 被保険者が以下の①~③のいずれかに該当したことにより、以下のア.~キ.等の費用 ^(※1) のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額 ^(※2) をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎり、 <お支払い対象となる場合> ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合 ②責任期間中に発病 ^(※3) した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限り、 ③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 (※1) 国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健保・労災および海外における同様の制度により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。 (※2) 社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。 (※3) 責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。ただし、疾病に関する応急治療・救済費用をセットした場合、対象になる場合があります。 (注) 病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下、治療・救済費用において同様とします。 <お支払い対象となる主な費用> ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用 イ. 義手および義足の修理費(ケガの場合のみ) ウ. 入院または通院のための交通費 エ. 治療のために必要な通訳雇入費 オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費 b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。ただし、1回のケガまたは1回の病気につきa. b. を合計して20万円を限度とします。 キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。 【救済費用部分】 被保険者が以下の①~⑥等のいずれかに該当したことにより、以下のア.~カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額 ^(※1) をお支払いします。 <お支払い対象となる主な場合> ①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院した場合 ②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎり、 ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 ⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⑥病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合 など <お支払い対象となる主な費用> ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救済者 ^(※2) の現地 ^(※3) までの航空機等の往復運賃(救済者3名分を限度とします。) ウ. 現地および現地までの行程における救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名分を限度とし、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。) エ. 治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。 オ. a. 救済者の渡航手続費 b. 救済者・被保険者が現地で支出した交通費 c. 被保険者の入院・救済に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等 ただし、治療費用部分で支払われる費用を除き、a.~c.を合計して20万円を限度とします。 カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)および自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。 (※1) 社会通念上妥当な額とします。 (※2) 現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (※3) 事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病に関する応急治療・救済費用	<p>次に掲げる費用のうち、現実に出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、病気等の事由の発生1回につき、300万円（治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は治療・救済費用保険金額）を限度とします。</p> <p>【治療費用部分】 責任期間中に既往疾病の急激な悪化^(※)により医師の治療を受けた場合、治療・救済費用の【治療費用部分】に記載の保険金をお支払いします。</p> <p>【救済費用部分】 責任期間中に既往疾病の急激な悪化^(※)により3日以上続けて入院した場合、治療・救済費用の【救済費用部分】に記載の救済費用をお支払いします。</p> <p>※ 海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 (注1) 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用にかぎります。また、住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）帰着後にかかった費用はお支払いの対象になりません。 (注2) 下記の費用等はお支払いの対象になりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇旅行中も支出することが予定されていた透析、義手義足、ペースメーカー、車椅子等その他器具の使用に関わる費用 ◇温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用◇あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティック等の費用 ◇運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ◇臓器移植等およびそれと同等の手術等に関わる費用 ◇眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ◇毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ◇不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p> </div>
疾病死亡	<p>以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡した場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎります。 ③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>
賠償責任	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物（宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。）に損壊を与えたりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。 (注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。 (注2) 賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p>
携行品損害	<p>責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ（1個、1組または1対）あたり10万円（保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円）を損害額の限度として、時価額または修繕費をお支払いします（免責金額はありません）。</p> <p>ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による保険金の支払額に関して限度額が設定されている場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。 (注1) 携行品とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する、被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、居住施設内（居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。）にある間、携行しない別送品および下記のものは保険の対象に含まれません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>現金、小切手、クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、原動機付自転車、動物、植物、稿本、設計書、商品もしくは製品等、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物、危険な運動（ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等）を行っている間のその運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具</p> </div> <p>(注2) 「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。 (注3) 旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用（宿泊費・交通費等を含みます。）をお支払いします。 (注4) 自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>

(注1) 上記以外にも「旅行中の事故による緊急費用補償特約」等があります。詳細につきましてはポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）等をご参照ください。

(注2) 「賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」等を複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがありますので、補償内容を十分ご確認ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気・損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いできない場合の詳細につきましては、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）に掲載している普通保険約款および特約等の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救済費用、疾病に関する応急治療・救済費用、疾病死亡	賠償責任	携行品損害
<p>【共通】 ◇故意または重大な過失 ◇戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ◇頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（傷害死亡、疾病死亡は除きます。） など</p> <p>【治療費用部分（疾病の場合）・疾病死亡】 ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇歯科疾病 ◇妊娠、出産、早産または流産など</p> <p>【傷害死亡・傷害後遺障害・治療費用部分（ケガの場合）】 ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ◇妊娠、出産、早産または流産 ◇脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>【救済費用部分】 ◇自殺行為^(※1)、犯罪行為または闘争行為 ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転（いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。） ◇麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ◇妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病もしくは歯科疾病による入院</p> <p>【疾病に関する応急治療・救済費用】 ◇責任期間終了後に既往疾病の治療を開始した場合 ◇既往疾病の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合 ◇海外旅行開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合</p> <p>*上記のほか、治療費用・救済費用それぞれについて、【治療費用部分（疾病の場合）】および【救済費用部分】の保険金をお支払いできない事由を適用します。</p>	<p>◇故意 ◇戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ◇被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ◇被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ◇心神喪失に起因する損害賠償責任 ◇航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ◇被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品等は除きます。）</p>	<p>◇故意または重大な過失 ◇戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ◇携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ◇置き忘れまたは紛失 ◇偶然な外來の事故に直接起因しない電気事故または機械的事故 ◇国等の公権力の行使^(※2)</p>

(※1) 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、【救済費用部分】の保険金をお支払いします。

(※2) 火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

(3) 保険期間 (保険のご契約期間)
保険期間は、旅行行程にあわせて設定してください。保険期間中であっても、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

(4) 引受条件 (保険金額等)

ご契約いただくにあたって、次の点にご注意ください。

■ 保険金額は被保険者の方の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。

■ 保険金の種類により、お引受けの限度額があります。

■ 被保険者が満15歳未満の場合、またはご契約者と被保険者が異なる契約において被保険者の同意 (署名・捺印) がない場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額および疾病死亡保険金額を制限することがあります。

■ 海外に永住されている方や、申込み時に日本国外に永住権または市民権をもって居住されている方は、この保険の対象とはなりません。

■ 告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

実際にご契約いただくお客さまの保険期間・保険金額・保険料につきましては、申込書でご確認ください。



2. 保険料

保険料は被保険者の年齢、保険金額、保険期間等により決定されます。なお、旅行先で危険なスポーツ (たとえばビッケル等の登山用具を使用する山岳登山・ハンググライダー搭乗等) 等をされる場合は所定の割増保険料が必要です。あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただけない場合、保険金を減額することや、お支払いできないことがあります。

最低保険料は1,000円です。ただし、包括契約等、ご契約内容によって異なる場合があります。

*平成22年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、保険料の改定を行っています。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払等となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。お支払いいただいた保険料の合計額と解約返れい金の差額が最低保険料を下回る場合は、お支払いいただいた保険料の合計額と最低保険料の差額を返還または請求します。

<用語のご説明>

この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。


医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
既往疾病	責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病をいい、妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

● 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：(株)損害保険ジャパン】

 **0120-888-089**

受付時間

平日 午前9時～午後8時

土日祝日 午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

<インターネットホームページアドレス>

<http://www.sompo-japan.co.jp>

● 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である (社) 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社) 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：(社) 日本損害保険協会

そんぽADRセンター】

 **0570-022808**

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

インターネットホームページアドレス

<http://www.sonpo.or.jp/>

● 事故が起こった場合

保険証券等とセットでお渡ししているポケットガイド (ご契約のしおり・約款集) は、保険金のご請求手続きや損保ジャパンの海外旅行総合保険に関する事故時のサービスを掲載しておりますので、ご確認ください。

ケガ・病気の場合は、ポケットガイド (ご契約のしおり・約款集) に記載の損保ジャパン・海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は損保ジャパン・海外ホットラインにただちにご連絡ください。

注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）をご確認ください。また、ご不明点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

【お申し出できる期間】

クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

ご契約を申し込まれた日

本書面を受領された日

【お手続き方法】

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。

【お申し出を受付できない場合】

- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

【宛先およびご通知いただく事項】

<宛先> 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
株式会社 損害保険ジャパン クーリングオフ受付デスク（本社）行

<ご通知いただく事項>

- ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- ・ご契約を申し込まれた年月日
- ・ご契約を申し込まれた保険の次の事項
保険種類、証券番号または契約証番号（申込書控の右上に記載してあります。）または領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。）
- ・取扱代理店・仲立人名



【お支払いになった保険料の取扱い】

クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降のクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。

【クーリングオフができないご契約】

次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- 通信販売特約により申し込まれたご契約

2. 告知義務・通知義務等

1 契約締結時における注意事項（告知義務等）

(1) 申込書のご記入にあたっての注意点

申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の生年月日
- ★旅行行程中に従事する職業・職務
- ★現在の既往症や持病等の健康状態
- ★現在の日本国外における居住（永住権または市民権を持って居住されていることをいいます。）の有無
- ★他の保険契約等の加入状況

■口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 死亡保険金受取人の変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いいたします。

(3) ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を（社）日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

2 契約締結後における留意事項（通知義務等）

(1) 職業または職務を変更された場合

保険証券等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求いたします。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除いたしますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフェリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(2) 住所または通知先を変更された場合

保険証券等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(3) 保険期間を延長される場合

責任期間中に、旅行日程の変更等で「保険期間の延長を希望される場合」は、次の要領でお手続きください。なお、保険期間の延長のご連絡が不要な場合もありますので、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）をご参照ください。

1. 電話またはハガキ等で、お客さまの日本における連絡先に手続きに必要な事項をご連絡ください。

2. 実際の手続きは日本にいらっしゃるお客さまの代理の方に、取扱代理店または損保ジャパン営業店あてにお申し出いただくこととなります。

* 損保ジャパン営業店は、「土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）を除く月～金の午前9時～午後5時」が受付時間となります。

* お手続きは保険料の払込みをもって完了となります。日数に余裕をもってご連絡・お手続きを行ってください。またハガキの場合は郵送にかかる日数を考慮して保険期間の終了前に手続きが完了するように手配ください。保険期間終了前に手続きが完了しませんでしたと期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。

(注) 損保ジャパン・海外メディカルヘルプライン、損保ジャパン・海外ホットライン、海外クレームエージェントは、「期間延長」についてのお問い合わせは受け付けていません。

●期間延長に必要な連絡事項●

- ① 契約者名 被保険者名
- ② 証券番号または契約証番号
- ③ ご契約いただいた営業店または代理店（コード番号）
- ④ 現在の保険期間（ 年 月 日から 年 月 日）
- ⑤ ご希望の延長期間（ 年 月 日まで延長）



(4) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

< 被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について >

被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 責任開始期（保険の補償が開始される時期）

保険責任は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、原則として保険金をお支払いできません。保険料は、ご契約と同時に全額をお支払いください。

保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程開始前または旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

(1) 事故が発生した場合は、ケガ・病気の場合は損保ジャパン・海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルのときは損保ジャパン・海外ホットラインまでただちにご通知ください（電話番号等はポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）に記載しています。）。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

(3) 保険金のご請求にあたっては、各特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
< 1 >	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
< 2 >	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
< 3 >	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ② 携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など
< 4 >	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
< 5 >	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
< 6 >	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
< 7 >	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガ・病気の程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(4) 上記(3)の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります（キャッシュレス治療サービスを除きます。）。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気・損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いできない場合の詳細につきましては、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）に掲載している普通保険約款および特約等の「**保険金を支払わない場合**」をご確認ください。

傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救済費用、疾病に関する応急治療・救済費用、疾病死亡	賠償責任	携行品損害
【共通】 ◇故意または重大な過失 ◇戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ◇頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（傷害死亡、疾病死亡は除きます。） など 【治療費用部分（疾病の場合）・疾病死亡】 ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇歯科疾病 ◇妊娠、出産、早産または流産など 【傷害死亡・傷害後遺障害・治療費用部分（ケガの場合）】 ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ◇妊娠、出産、早産または流産 ◇脳疾患、疾病または心神喪失 など 【救済費用部分】 ◇自殺行為 ^(※1) 、犯罪行為または闘争行為 ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転（いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。） ◇麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ◇妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病もしくは歯科疾病による入院 など 【疾病に関する応急治療・救済費用】 ◇責任期間終了後に既往疾病の治療を開始した場合 ◇既往疾病の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合 ◇海外旅行開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合 など ＊上記のほか、治療費・救済費用それぞれについて、【治療費用部分（疾病の場合）】および【救済費用部分】の保険金をお支払いできない事由を適用します。	◇故意 ◇戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ◇被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ◇被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ◇心神喪失に起因する損害賠償責任 ◇航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ◇被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品等は除きます。） など	◇故意または重大な過失 ◇戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ◇携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ◇置き忘れまたは紛失 ◇偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ◇国等の公権力の行使 ^(※2) など

(※1) 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、【救済費用部分】の保険金をお支払いします。

(※2) 火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。お支払いいただいた保険料の合計額と解約返れい金の差額が最低保険料を下回る場合は、お支払いいただいた保険料の合計額と最低保険料の差額を返還または請求します。

7. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険契約証の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、(社) 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。
- ④ 損保ジャパンが、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパンの個人情報保護宣言、損保ジャパンのグループ企業や提携先企業、等については損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）をご覧ください。下記の窓口までお問い合わせをお願いします。

お問い合わせ窓口：株式会社損害保険ジャパン お客さまフリーダイヤル
 電話番号 0120-888-089
 受付時間 平日 午前9時～午後8時
 土日祝日 午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

ご契約内容確認事項（意向確認事項）

ご契約にあたり、お客さまのご希望を満たした内容であること、お申込みをするうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解のうえお申し込みください。


- (1) この保険は、ご旅行期間中のケガや病気による治療や死亡等への備えとしてご契約いただくものです。保険金額や保険料等お客さまのご希望にお応えできない部分がありましたら、取扱代理店までお申し出ください。
- (2) 次の項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ① 補償の内容（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等）、特約の内容
 - ② 被保険者の範囲（個人型・家族型）
 - ③ 保険金額
 - ④ 保険期間（旅行行程に合わせてご設定ください。）
 - ⑤ 保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと※たとえば、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」は、ご旅行期間中に既往疾病が急激に悪化した場合に支出した治療費用等をお支払いするものです。既往疾病がない場合は、この特約をセットしないことも可能です。
- (3) 申込書の被保険者の『生年月日』・『性別』・『旅行行程中に従事する職業・職務』・『他の保険契約等』欄等について、すべて正しく記入・告知されていることをご確認ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

● 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：(株)損害保険ジャパン】

 **0120-888-089**

受付時間

平日 午前9時～午後8時

土日祝日 午前9時～午後5時

（12月31日～1月3日は休業）

<インターネットホームページアドレス>


<http://www.sompo-japan.co.jp>

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：（社）日本損害保険協会

そんぽADRセンター】

 **0570-022808**

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

インターネットホームページアドレス

<http://www.sonpo.or.jp/>

● 事故が起こった場合

保険証券等とセットでお渡ししているポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）は、保険金のご請求手続きや損保ジャパンの海外旅行総合保険に関する事故時のサービスを掲載しておりますので、ご確認ください。

ケガ・病気の場合は、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）に記載の損保ジャパン・海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は損保ジャパン・海外ホットラインにただちにご連絡ください。